

DAITO ROTARY

OSAKA JAPAN

CLUB WEEKLY BULLETIN

第2660地区
大東ロータリークラブ

- 事務所
〒574-0046 大東市赤井1丁目2-10
ポップタウン住道本館4階
TEL:072-875-1200
FAX:072-875-0590
E-mail:office@daito-rc.org
http://www.daito-rc.org/
- 例会
毎週火曜日 12時30分~1時30分
〒574-0076 大東市曙町4-6
大東市民会館 4階「大会議室」
TEL:072-871-0001

◆4つのテスト◆

言行はこれに照らしてから

- ① 真実かどうか？
- ② みんなに公平か？
- ③ 好意と友情を深めるか？
- ④ みんなのためになるかどうか？



創立 1967 年 12 月 26 日

- 会 長 上田 正義
- 幹 事 小川 芳男
- 会報委員長 杉原 巨峰

大東ロータリー会長テーマ

「今を生きる、そして未来につなげる」

2013年~2014年度
国際ロータリーのテーマ

ロータリーを 実践し
みんなに 豊かな人生を

国際ロータリー会長
ロン・D・バートン

平成 26 年 4 月 8 日

No.2244 H26.4.1(No.2243 の例会記録)

今週の卓話 (4月8日)

「雑誌月間に因んで」

雑誌委員会 福富 経昌 委員長

今月のテーマ

「雑誌月間」

次週の予定 (4月16日)

四條畷 RC・大東中央 RC との3クラブ合同例会

ホスト:大東 RC

ロータリーソング

「君が代」「奉仕の理想」「四つのテスト体操」

先週の例会報告

◆ 出席報告 (4月1日分)

会員数 42名 出席数 34名 欠席者 2名

特定免除 6名 その他免除 0名

出席率 94.44%

前々回3月18日分

ホームクラブの出席者 32名 94.12%

メイクアップの結果 34名

特定免除 7名 その他免除 0名

欠席者 1名 修正出席率 97.14%

ニコニコ箱

裏面に記載



皆さん今日は、例会出席ありがとうございます。
桜の開花が始まり待ちに待った春がきました。本日は4月1日です。本日より、消費税が17年ぶりに5%から8%に上がります。連日マスコミで消費税の話題で大賑わいでしたが日本中が消費税対策の駆け込み購買で大変でしたが、本日より私達の生活はどのようになるか、経済はどの様に変化するか静観したいと思います。日本人の特徴としまして、一時的に騒ぐだけでその内慣れてしまいただれも消費税の事は言わないようになるのが少し心配です。政府もそれを見越し次に10%に上げる事は今年にもあるかもしれません。



ちなみに私達は新年度と言っていますが、国・官庁関係では新会計年度と言います。4月1日から翌年の3月31日を「年度」とします。江戸時代までは、暦年とは別の「年度」というものはなく、1月から12月までで会計を行っていました。しかし明治維新の後、政府の財政が苦しく、暦年と合わせるができなくなって「年度」が作られました。その為、当初は年度が頻繁に変えられました。1886「明治19」年に、現在の4月から翌年3月までとなりました。会計年度の始期が4月1日となったのは、秋の収穫後の徴税の都合の為であるとされています。またイギリスでかつて3月25日を新年としており、金銭の精算に一週間の猶予が認められていたからとする説もあります。今年の国家予算の一般会計総額は過去最高の95兆8823億です。国民の為に少しでも有意義に使っていただきたいと思います。

また4月は入学式・新学年・入社式・転勤・移動など新しい生活が始まります。気分新たなスタートの時に桜の花が何故だか花を添えてくれます。日本人と桜、多くの人達は桜の時期になると何らかの思い出が浮かんでくるかと思います。それほど桜は我々日本人の心の花でもあります。皆さんも今年も十分に花見を楽しんでください。桜と言えば入学式ですが、元々日本では、特に入学の時期定められておらず、年中入学可となっているのが普通でした。1886「明治19」年10月に、高等師範学校が学年暦を4月1日からと定め、1888「明治21」年から全国一斉にこれにならうようになりました。ただし、大学や高等学校では欧米の習慣に合わせて9月に新学期を始めました。ちなみに4月1日生まれの人は、前年度の3月生まれの人と一緒に入学す





ることになります。生まれたその6年後の3月31日をもって5歳の期間が満了することになり、その翌日の4月1日に始まる学年から小学校に入学することに学校教育法で決められております。

また本日はエイプリルフールです。日本では「四月馬鹿」とも呼ばれております。今日一日は罪のない嘘をついて良いとされる日です。皆様方におかれましては、今日一日は奥様方に堂々と嘘をつけますので大いに活用してください。但し罪のない嘘にしておいてください。

これで会長の時間おわります。ありがとうございました。



理事会報告

小川 芳男 幹事

【報告事項】

- ・ FVP 特別委員会報告
- ・ 春の家族会準備報告

【議 題】

(1) 慶弔規定について

改定案提示

.....承認

3月25日、ヒルトンホテルの王朝にて
グルメの会が開催されました。





委員会報告

◎ニコニコ箱委員会

東野 喜次 委員長

- ・誕生日 自祝 大川 真一郎君
- ・誕生日 自祝 小林 誉典 君
- ・誕生日 自祝 山田 伸 君
- ・例会出席ありがとうございます 上田 正義 君
- ・理事会出席、御審議ありがとうございました 小川 芳男 君
- ・佐藤会員お世話になりました 感謝 中原 毅 君
- ・田川グルメ会長、大変おいしい食事をありがとうございました
中嶋さんお世話になり感謝です 藤本 和俊 君
- ・海外旅行無事帰国 高島 登 君
- ・グルメ会たくさんのメンバーで楽しく親睦を深めることができました
ありがとうございました 感謝 田川 和見 君
- ・グルメの会、田川キャプテンお世話になりました
メイクアップなし お詫び 早退お詫び 杉原 巨峰 君
- ・グルメの会田川会長ありがとうございました
後の会では中嶋会員ごちそうさまでした 感謝 佐藤 多加志君
- ・グルメ会田川会長大変お世話になりました 感謝 木村 克己 君
- ・グルメの会田川会長ありがとうございました 感謝 中野 秀一 君
- ・中野さん先日は有難うございました 感謝
グルメ会欠席お詫び 東村 正剛 君
- ・庭のサクラが咲き始めました 中嶋 啓文 君
- ・東野さん資料ありがとうございました
参考になりました 感謝 間 紀夫 君
- ・グルメの会ごちそうさん！
米山奨学生との会話も料理のように上品にと反省 徳山 泰之 君
- ・グルメ会残念でした 皆様のニコニコに感謝 東野 喜次 君
- ・グルメ会お疲れ様でした
大変お世話になり ありがとうございました 山田 伸 君



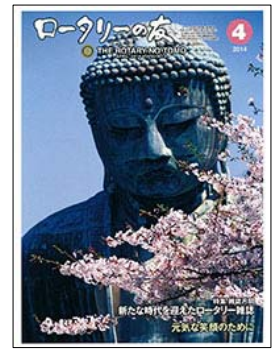


◎雑誌委員会

福富 経昌 委員長

【横組みページ】

☆RI 会長メッセージ「ロータリーの雑誌で経験を分か合う」：ロータリーの雑誌を読むことは、例会に出席するのと同様に、ロータリアンであるための経験を分かち合う大切な要素である。ロータリーの出版物は、それぞれがロータリー雑誌の家族に属しているので、RC のように、地域性と国際性を併せ持っている。



☆4月は雑誌月間：「新たな時代を迎えたロータリー雑誌」です。

①ロータリー雑誌の仲間たち、31 の地域雑誌と RI の『THE ROTARIAN』の紹介。②ロータリーの友地区代表委員からの寄稿 3 篇③ロータリーワールドマガジンプレス・セミナーの報告 (2014.2.17～19、RI 世界本部で開催)
☆心は共に：「元気な笑顔のために」 THE ROTARIAN 4月号より、母親と子供たちが地域とのつながりを取り戻すために、日米のロータリアンが協力して支援を続けています。陸前高田の支援センター（あゆっこ）の活動状況の報告。

☆Rotary いま……：ガバナーのミニー・デジグネートの解説。

☆よねやまだより…ありがとう、ロータリアン！ ㊟「夢、叶うまで挑戦」宇部西 RC の米山学友・スリランカ出身のラクナース・ガマゲさんのお話。

☆2013-14 年度地区大会略報Ⅲ 2660 地区の記事が掲載されています。

【縦組みページ】

☆スピーチ：2570 地区・行田 RC 心をかたちに／こころの講演会 第1回講演要旨(2013年10月24日)：曹洞宗徳雄山建功寺住職・庭園デザイナー・多摩美術大学環境デザイン学科教授 枡野俊明氏の「枯山水と日本の心」の講演の中で「ことばでは、一番大事なところは沈黙を重んじます。この余白、沈黙、間は、見る人に、余韻を生みます。このような日本の独特の美意識の背景に、全は切っても切り離せない存在です。」と禅文化について述べておられます。



☆わがまち……そしてロータリーは香川県・宇多津町です。人口が増え続ける四国の玄関・「平成相聞歌」の可否も次々。日本の各地にある「恋人の聖地」の一つになっていて、平成19年よりメールで「平成相聞歌」を募り

☆友愛の広場：各 RC から『友』で友になる・雑誌月間にちなんだ等種々報告されています。

☆卓話の泉：‘免疫とアレルギー’、‘シェールガス革命’など興味深い内容の卓話が掲載されています。

☆ロータリーアットワーク：第2660地区からは、大阪天王寺 RC から「21回目を迎えた清掃活動」、大阪手塚山 RC から「インドネシアの児童養護施設訪問」、箕面 RC から「薬物乱用撲滅キャンペーン大会」の報告が掲載されています。その他全国各地の RC から興味ある内容の報告がなされています。





「 職業奉仕に因んで」

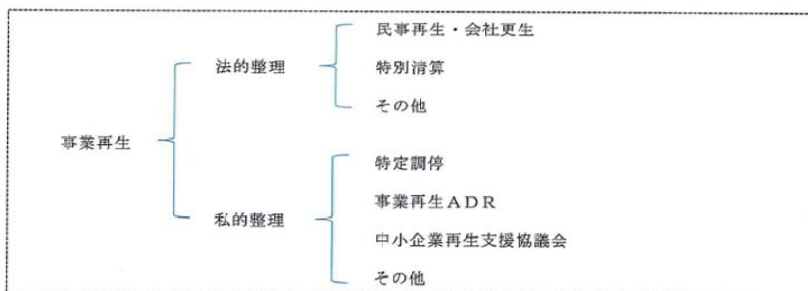
職業奉仕委員会 佐藤 多加志 委員長



< 中小企業ができる事業再生の手法 >

●事業再生の手法

事業再生の手法は、主に以下の通りであります。



種類	内容
法的整理	破産法、民事再生法、会社更生法等の法的手続きに従って処理することをいう
私的整理	債権者と債務者の双方及び債権者間相互の合意により処理することをいう

■法的整理のメリット・デメリット

■メリット	・強制力をもって再生プロセスを進めることができる
■デメリット	・対象債務は、金融機関以外にも仕入先等も含まれるので仕入条件等の悪化(信用不安)が考えられる ・その事実が広く一般に公表されてしまう

■私的整理のメリット・デメリット

■メリット	・信用不安を招くことなく再生を推進できる(対象は主に金融機関等になる) ・信用不安による資金繰りの悪化は少ないが、業界新聞等には注意が必要である。
■デメリット	・債権者間の調整が継続する可能性が高い(難航した場合は、特定調停・事業再生ADR・支援協の利用)

●法的整理

法的整理の手法は、主に以下の通りであります。

種類	内容
民事再生	民事再生法にしたがって、裁判所や監督委員の監督のもと、債務者自身が主体的に手続に関与し、企業の再建を図っていく手法
会社更生	会社更生法にしたがって、裁判所の監督のもと、裁判所が選任した管財人(更生管財人)により企業の再建を図っていくというものです





●私的整理

私的整理の手法は、主に以下の通りであります。

種類	内容
特定調停	裁判所が債主と貸主その他の利害関係人との債務の調整を仲介し、借主が経済的再生を図ることを支援する手続きをいう
事業再生ADR	債権者から選任された公正中立な第三者（J A T P から推薦された手続き実施者）の関与によって裁判外で事業再生目的とした再生計画や債務調整の調整を図っていく手法
中小企業再生支援協議会	第三者的な立場で経営者と金融機関の間に立つ公的機関で、相談内容に応じて、再生計画の策定支援や、関係金融機関への支援要請や調整、再生計画策定完了後のフォローアップを行う機関のことで、

■特定調停の特色
■完全合意型の手続きであること 特定調停が成立するためには、全ての債権者の同意が必要であり、調停に代わる裁判所の決定で解決するとしても、債権者が異議を述べないこと〔当事者が決定の告知を受けた日から2週間〕が必要です。
■手続の透明性や債権者間の公平性は一定程度確保されること 通常の私的再生手続とは異なり、裁判所が一定程度関与する手続であることから、手続の透明性や債権者間の公平性は一定程度確保されます。
■調書は確定判決と同一の効力を持つこと 調書は確定判決と同様に債務名義となり（民事執行法10条7号）、債権者はこれに基づき強制執行することができます。

事業再生 ADR の手順・メリットは、以下の通りであります。

■事業再生ADRの手順 債権者から J A T P へ利用手続申請を行う ↓ 申請の審査/手続実施者の選任 ↓ 債権者と J A T P との選定で、債権者に債権回収や担保設定の停止を要請 ↓ 再生計画の策定 ↓ 債権者会議/計画の決議の成立 ↓ 私的整理の成立/不成立時は特定調停、会社更生・民事再生に移行	■事業再生ADRのメリット ▶ 債権回収を円滑に続けられること 事業再生ADRは、金融機関等だけを相手として話し合いを進める手続であり、通常の私的再生手続と同様に、本業をそのまま継続しながら、金融機関等との話し合いで解決策を探ることができます。 ▶ 事業に必要な資金を調達できること 事業再生ADRを利用すれば、つなぎ資金の融資は、それ以前の古い債権とは別に優先的な取り扱いをする選が認められ、メインバンク等も資金を提供しやすくなります
--	---

中小企業再生支援協議会の手順・メリットは、以下の通りであります。

■中小企業再生支援協議会の手順 受託者、債権者が協議会に相談を持ち込む ↓ 一次対応として複数の専門家が相談に応じ相談や提出された資料の分析を行う ↓ 弁護士等の専門家によるチームを構成し、事業再生計画の作成支援が行われる ↓ 金融機関調整 ↓ 金融機関の同意 ↓ 再生計画の実行	■中小企業再生支援協議会のメリット ▶ 再生の取り組みに係る多様な支援が受けられること 全部の相談内容に相談窓口が設置されており、多種多様な相談に対応してくれる。 ▶ 専門家費用に係る一定の補助が受けられること 弁護士などの専門家の紹介を受けられるとともに一定の金額について補助が受けられます
--	---

●出口戦略の手法

出口戦略の手法は、主に以下の通りであります。





手法	内容
DES	金融機関が有する貸付債権を株式に転換する手法
DDS	金融機関が有する貸付債権を他の債権より劣後する債権に転換する手法
債権放棄	金融機関が有する貸付債権を貸倒損失処理する手法
M&A	会社の売却を含め、他の企業に株式を譲渡する手法
清算	企業を廃業させる手法

■出口戦略を実行するうえでの経営者責任は、主に、取締役の退任、役員報酬の減額、私財提供であります。

手法	内容
取締役の退任	債権超過が経営者にあり、債権放棄を依頼する場合は必須となる。中小企業における経営者や役員組合いを含み、金融機関等の理解を得て、役員報酬等として残ることもある。
役員報酬の減額	企業が再建するまでの一定期間役員報酬を減額させ、PFC対応につなげる。
私財提供	経営者が金融債の保証となっていない場合、会社に私財を無償提供するか、現金出資して債権超過の解消につなげる。また、金融債権の保証となっている場合は個人保証の履行が優先となる。

出口戦略	返済の滞り(リスク)→DDS→DES→債権放棄
経営者責任	

●DES

DESとは、金融機関が有する貸付債権を株式に転換する手法であります。

実行前		実行後	
実態BS		実態BS	
流動資産	9	流動負債	9
固定資産	6	固定負債	6
		内借入金	9
		負債合計	19
		純資産	-4
合計	15	合計	15
有利子負債内訳		有利子負債内訳	
M銀行	8	M銀行	5
その他	1	その他	0
合計	9	小計	5

■メリット	<ul style="list-style-type: none"> 借入金の圧縮をすることができる 帳簿上の債務超過を解消することができる 利息が軽減される
■デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関が株式を所有することになり、経営権が低下する 債務免除益課税が発生する 優先配当を求められる

●DDS

DDSとは、金融機関が有する貸付債権を劣後債権に転換する手法であります。

実行前		実行後	
実態BS		実態BS	
流動資産	9	流動負債	9
固定資産	6	固定負債	6
		内借入金	9
		負債合計	19
		純資産	-4
合計	15	合計	15
有利子負債内訳		有利子負債内訳	
M銀行	8	M銀行	5
その他	1	その他	0
合計	9	小計	5
		M銀行(劣後債権)	9
		合計	8

債権者区分	要管理優先	債権者区分	その他要管理優先
-------	-------	-------	----------

■メリット	<ul style="list-style-type: none"> 劣後債権を資本とみなすことで債権者区分が向上する 債務超過解消可能性が上昇する 一定の利息軽減がなされる
■デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 決算上の債務超過は解消されない 債権の完全消滅ではなく、最終的には弁済しなければならない 利息負担は継続する

(注) 実行後の実態BSは金融機関査定上の数値であり、決算上の数値とは異なります。





●債権放棄

債権放棄とは、金融関係が有する貸付債権を貸倒損失処理する手法であります。

実行前		実行後	
貸倒処理			
流動資産	9	流動資産	9
固定資産	6	固定資産	6
	内債入金		5
	負債合計		15
	純資産		0
合計	15	合計	15
有利子負債内訳			
M銀行	8	M銀行	5
その他	1	その他	0
合計	9	合計	5

■メリット	・借入金の圧縮をすることができる
	・帳簿上の債務超過を解消することができる
	・利息が軽減される
■デメリット	・債務免除益課税が発生する
	・経営者責任が重い

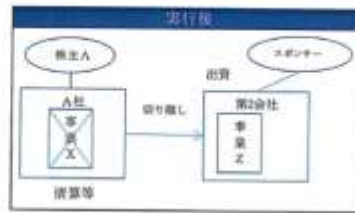
●M&A

M&A とは、主に株式譲渡・事業譲渡・会社分割の3手法であります。

いずれの手法においても保有株式を手放す必要があります。



会社分割等で会社にとって良い部分を残し事業運営を行う手法として、第2会社方式があります。



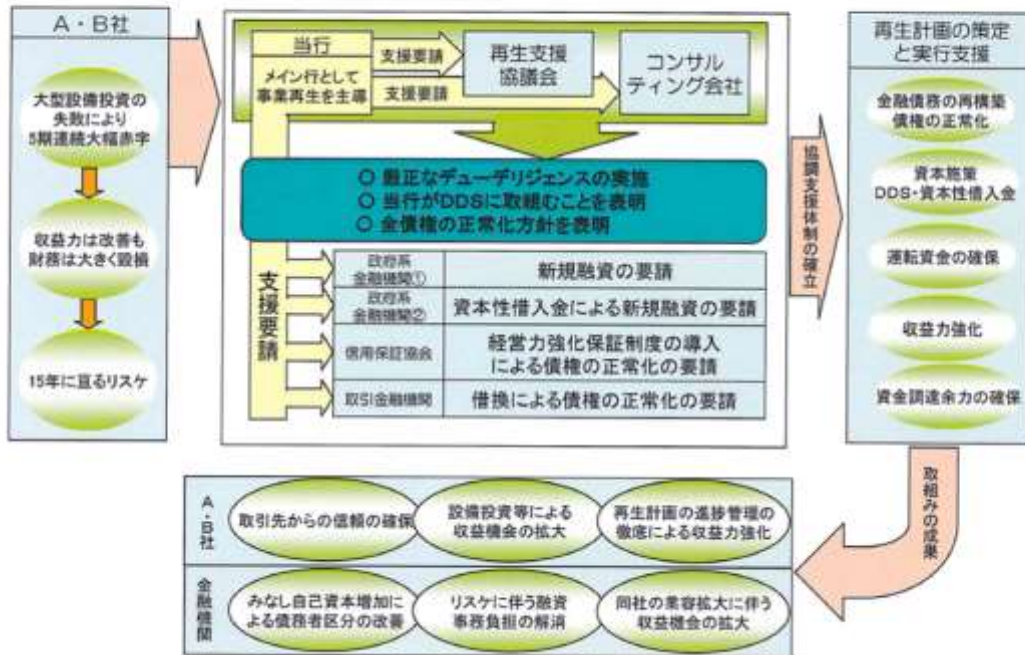
- ▶ 第2会社方式とは、会社分割や事業譲渡により再生見込のある事業を分離し、既存の会社は清算してしまう手法であります。
- ▶ 事業が維持されることで、従業員の雇用を可能な限り維持することができます。
- ▶ 第2会社は、過大な債務や偶発債務・隠れ債務を負担していないため、出資の受入や新規の借入をして事業を安定・成長するための資金を確保することができます。

【経営改善・事業再生支援等に関する取組み事例】

「再生支援協議会・専門家（コンサル）・政府系金融機関を活用した債権正常化への取組事例」	
	（名古屋銀行）
1. 当該取組みを始めるに至った経緯、動機、打開が必要だった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ A社は、自動車部品の製造販売を目的に設立された企業であったが、新たな製品（自動車関連）の製造に対応すべくB社を設立。 ・ B社の工場を新設するが、当初、予定した受注量を確保できず、赤字が続き大幅な債務超過。 ・ 近年は黒字を確保していたが、返済猶予を繰り返し、約定返済ができない状態が継続したため、新たな資金調達が困難な状況。 ・ 大手取引先からの設備要請や海外進出要請に応えられず、技術的優位性の後退を懸念。
2. 当該取組みの具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行の本部経営支援担当グループ（以下、支援G）は、下記方針に基づく抜本的な事業再生への取組みを開始。 <ul style="list-style-type: none"> ①財務健全化とともに同社の全ての借入を正常化。 ②正常返済開始後の資金繰りの不安を払拭及び新規設備に伴う資金調達が可能な体制を構築。 ③再生支援協議会（以降、協議会）の関与により、各種施策の公平性と透明性を確保。 ・ 永年に亘り返済猶予を続けてきた代表者は、当面の資金繰りに奔走することに注力し、事業再生の取組みがこの次となり、当行から、上記方針を明確に示すとともに、今、動き出さなければ、数年後も現在の状況が続く可能性が高いこと、支援Gは全力で支援することを示し、繰り返し丁寧に説明することで、代表者が事業再生に意欲を示すように至った。 ・ 支援Gでは、協議会に支援を要請し、デューデリジエンス（以下、DD）完了後、支援Gが連携を深めていた政府系金融機関と新規融資について交渉を開始。 ・ 永年の返済猶予先に対する新規融資の取り組みの検討は容易ではなかったが、支援Gは、協議会が関与したDD、DDS実行方針、当行の長期間の財務分析報告、全債権の正常化方針を詳細に説明したことが奏功し、政府系金融機関から資本性借入金を含む新規融資に係る前向きな回答を得た。 ・ 代表者への説明開始から10ヶ月の期間を要したものの、関係金融機関、信用保証協会、協議会、コンサルティング会社、債務者とともに繰り返し協議を行った結果、同社の全債権を正常化させるとともに手元資金を積み増すスキームを実行。また、同スキーム実行直後に相談のあった設備投資には、当行関連のリース会社が対応する予定とするなど、当行ではA社グループに対する支援体制を一層強化した。
3. 当該取組みの成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ A社は、大手取引先から返済猶予先と認識されていたが、この取組みにより業績改善先と認められ、部品の安定調達先と認識が改善。 ・ 当行のDDSと政府系金融機関の資本性借入金の導入により、A社の財務内容が改善。



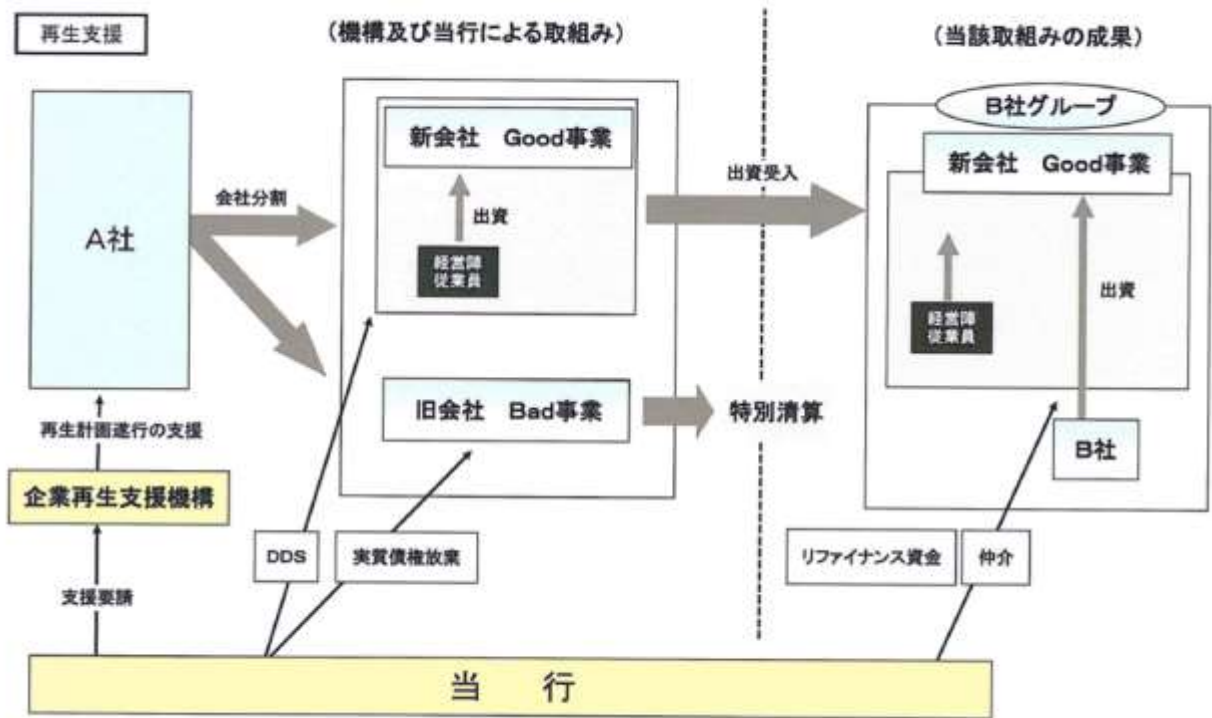
再生支援協議会・専門家(コンサル)・政府系金融機関を活用した債権正常化への取組事例
 ～協調支援体制の構築により永年続いたリスクからの脱却と財務内容の改善を果たした事例～



【経営改善・事業再生支援等に関する取組み事例】

「会社分割を用いた第二会社方式による再生事例」		(紀陽銀行)
1. 当該取組みを始めるに至った経緯、動機、打開が必要だった状況		
<ul style="list-style-type: none"> 主取引先1社の受注に依存していたA社（清涼飲料受託製造）は、主取引先との取引が解消となり操業停止を余儀なくされる。 その後、A社は高い品質管理能力を活かし、新規先よりのPB商品の受注に活路を見出すことで操業を再開。業績は一部回復したものの、多大な設備投資の借入負担や不動産価値の下落により、実質債務超過の増大や担保価値の下落が進行。 A社は、事業面、経営組織面において再生の道筋が見え始めたところで、これを軌道に乗せ、事業再生をより確実なものとするため、当行を主とする金融機関による財務面での支援や、他の金融機関との調整が不可欠と判断。 		
2. 当該取組みの具体的内容		
<ul style="list-style-type: none"> A社と当行は、再生手法についてM&Aなど様々な手法を検討した結果、抜本的な事業再生が必要であるとの結論に至り、企業再生支援機構に支援を要請。 同機構の再生スキームは第二会社方式によるもので、新経営陣・従業員出資による新会社を設立、旧会社から本工場に関する資産と将来キャッシュフローにより返済可能な負債（DDS含む）を継承。旧会社は遊休不動産等の資産を売却し、売却代金は負債の返済に充当。資産売却代金で返済できなかった残債務は特別清算により処理するなど、旧会社からの分離に伴う法務面の整理、独立会社としての経営陣強化。 新会社設立による再生スキーム実施といった同時並行的に解決しなければならない様々な課題を、機構と連携し解決。 		
3. 当該取組みの成果		
<ul style="list-style-type: none"> 再生支援の実施によりA社の財務面が大幅に改善されたことで、高い品質管理に強みを持つA社は、当行の仲介により、主要取引先で関東を拠点とし全国に営業力を持つB社の出資を受け、B社グループ企業として製造に特化。今後、安定した事業継続が見込まれる。なお、当行はDDSのリファイナンス資金の対応を行い通常債権化。 過剰債務の解消により一般債権者への影響を回避できたとともに、A社を再生したことで従業員の雇用確保や地域経済の地盤沈下を防止。 		





4月のお花

- 4月という事で、桜の季節が到来しております。
- 本日は桜をメインにして生けさせて頂きました。
- 桜の花は入社式、入学式、入園式の際に必要な不可欠な花となっております。桜の花言葉は入学式を迎えた子供達にふさわしい「善良な教育」です。
- そして、春の花ラナンキュラスとこの時期にタイミングよく黄色く咲き誇るミモザにカーネーションです。
- ラナンキュラスの花言葉は「晴れやかな魅力」、ミモザは「感じやすい心」です。
- お誕生日おめでとうございます。

